

令和2年4月20日

院外処方箋における医師と薬剤師間の処方内容に関する
問い合わせ等の簡素化プロトコル

獨協医科大学病院 薬剤部

(処方変更に係る原則)

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

1. 各種問い合わせ窓口

① 処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）

受付時間：平日午前9時から午後5時 土曜日午前9時から午後2時

TEL：0282-86-1111（代）各診療科・処方医

② 保険関係（保険者番号、公費負担など）

受付時間：平日午前9時から午後5時 土曜日午前9時から午後2時

TEL：0282-87-2249 外来課

③ プロトコルに関すること

受付時間：平日午前9時から午後5時 土曜日午前9時から午後2時

TEL：0282-87-2267 医薬品情報管理室

※ 休診日：日曜・祝日・第3土曜日、年末年始（12月29日から1月3日）

開学記念日（4月23日）

2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋を下記のFAX番号に送信してください。プロトコルに基づき変更した場合に限らず、通常の疑義照会による変更の場合も同様にFAXでの連絡をお願いします。残薬調整の場合は処方箋の送信に加え、トレーシングレポートでの情報提供が必要となります。

ただし、後発品の変更調剤については、本プロトコルの合意締結の有無に拘らず全て連絡不要とします。

FAX：0282-87-2910 薬剤部

3. 疑義照会不要例（ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）

① 成分名が同一の銘柄変更

例：ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg
アレンドロン酸錠 35mg「ファイザー」 → フォサマック錠 35mg

※ 後発品から先発品への変更も可能

（ただし、薬剤料の違いについて患者に十分に説明し、了承を得た場合に限る。）

② 剤形の変更

例：ノルバスク錠 5mg → ノルバスク OD 錠 5mg
 Bioフェルミン R 散 → Bioフェルミン R 錠
 Bioスリー配合散 1g → Bioスリー配合錠 2錠

※ 用法・用量(分量)が変わらない場合のみ可。

※ クリーム剤 → 軟膏、軟膏 → クリーム剤の変更は不可。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠
20mg 錠 1回0.5錠 → 10mg 錠 1回1錠

※ 用法・用量(分量)が変わらない場合のみ可。

④ 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗悪性腫瘍薬を除く。

逆の例：（粉碎）ワーファリン錠 1mg 2.5錠 → ワーファリン錠 1mg 2錠
ワーファリン錠 0.5mg 1錠

⑤ 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること、あるいはその逆（抗悪性腫瘍剤、およびコメントに「一包化不可」とある場合は除く）。

※ アドヒアランス不良が改善されると判断できる場合に限る。

一包化調剤を行った場合は、必ずトレーシングレポートを用いて、服薬状況および対応理由についての情報提供をお願いします。

⑥ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）。

例：ロコイド軟膏 0.1% (5g) 2本 → ロコイド軟膏 0.1% (10g) 1本
セルタッチパップ (6枚/袋) 7袋 → セルタッチパップ (7枚/袋) 6袋

- ⑦ 患者の希望があった場合の経腸栄養剤等における味及びフレーバーの変更
例：エンシュア・H 「バニラ味」 → 「コーヒー味」
- ⑧ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更（先発品類似剤形への変更を含む）
例：【般】プロチゾラム OD 錠 0.25mg → プロチゾラム OD 錠 0.25mg「テバ」
→ レンドルミン D 錠 0.25mg
→ プロチゾラム錠 0.25mg「サワイ」
→ レンドルミン錠 0.25mg
- ※ 一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とします（先発、後発は問いません）。
- (1) 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤（1 回分包装の場合）、フィルム剤（口腔内崩壊剤）
- (2) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）
- (3) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）
- ※ 患者さんに（飲み方、価格等）説明、同意の上調剤してください。
- ※ 銘柄等については「おくすり手帳」による情報提供を徹底してください。
- ⑨ 薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合の「ビオフェルミン R」から「ビオフェルミン」への変更、またはその逆（併用期間のみ「ビオフェルミン R」を追加する場合には、「ビオフェルミン」との合計日数は元のビオフェルミンの処方日数を超えないこと）。
- ⑩ DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週 1 回、月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。
- 例：（他の処方薬が 14 日分処方するとき）
- | | | | |
|---------------|-----------|------------|--------------|
| ザファテック錠 100mg | （週 1 回製剤） | 1 錠分 1 朝食後 | 14 日分 → 2 日分 |
| ベネット錠 17.5mg | （週 1 回製剤） | 1 錠分 1 起床時 | 14 日分 → 2 日分 |
- ⑪ 内用薬の用法が頓服あるいは回数指定で処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合（薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法の追記。
- 例：フロセミド錠 20mg 1 錠 1 日 1 回 → 1 日 1 回 体重が 50kg を超えた時

- ⑫ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（薬歴上、あるいは患者面談上、用法が明確な場合）の用法追記。
例：モーラスパップXR120mg 3袋 1日1回 → 1日1回 腰
- ⑬ 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。
例：（他の処方薬が30日処方の時）
ダイフェン配合錠 1錠 分1朝食後 1日おき 30日分 → 15日分
- ⑭ ビスホスホネート製剤（内用薬）の用法が「起床時」以外の場合に「起床時」へ変更すること。
例：アクトネル錠 17.5mg（週1回製剤）1錠 分1朝食後 → 起床時
- ⑮ 漢方薬、メトクロプラミド、ドンペリドン等の用法が「食前」以外の場合に「食前」へ変更すること。
例：大建中湯 7.5g 分3毎食後 → 分3 毎食前
- ⑯ ボグリボース、アカルボースの用法が「食直前」以外の場合に「食直前」へ変更すること。
例：ボグリボースOD錠 0.2mg 3錠 分3毎食前 → 分3 毎食直前
- ⑰ EPA製剤、EPA・DHA製剤の用法が「食直後」以外の場合に「食直後」へ変更すること。
例：エパデルS300 1800mg 分3毎食後 → 分3 毎食直後
- ⑱ ソルピデム酒石酸塩、スポレキサントの用法が「就寝直前」以外の場合に「就寝直前」へ変更すること。
例：ソルピデム酒石酸塩 OD錠 10mg 10mg 分1就寝前 → 就寝直前
- ⑲ 点眼薬について、処方の用法と数量では次回受診日までに本数が不足すると判断される場合に処方数を適正化すること（ただし、次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る）。
例：（次回受診予定の2か月後まで継続することを確認した場合）
キサラタン点眼液 0.005% 1日1回 右目 1本（2.5mL） → 2本
※ 増量調整については、次回受診日までの必要最低限の数量とし、患者の要望などを理由とした過剰な増量は不可とする。

4. 残薬調整に関する問い合わせ不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮：最低1日）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）、および Do 処方が行われたために処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に投与日数を適正化すること（ただし、投与日数の増量は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る）。

例： プラビックス錠 75mg 30 日分 → 27 日分（3 日分残薬があるため）
 ルリコンクリーム 1% 3 本 → 2 本 （1 本残薬があるため）

- ※ 増量調整については、次回受診日までの必要最低限の数量とし、患者の要望などを理由とした過剰な増量は不可とする。
- ※ 残薬調整を行った場合は、処方箋の送信だけでなく、必ずトレーシングレポートを用いて、残薬が生じた理由と残薬を回避するために取った対応についての情報提供をお願いします。この報告が無い場合、次回診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守してください。
- ※ 処方箋における「残薬確認した場合の対応」において、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、処方医に疑義照会した上で変更してください。

5. その他

- ※ 各診療科の直通電話番号やトレーシングレポート等の情報は、獨協医科大学病院薬剤部のホームページ
(<https://www.dokkyomed.ac.jp/hosp-m/department/various/pharmaceutical.html>)
をご覧ください。
- ※ 処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底してください。

6. 運用開始日

令和2年4月1日（第1版）
令和2年5月1日（第2版）改訂